

広川町農業支援プロジェクト

～広川町らしくらく農業支援事業補助金のお知らせ～

この制度は、栽培農家の高齢化と後継者の兼業化などによる労働力不足の解消や、作業・管理効率の悪い中山間農地での農作業省力化を図るために、施設整備及び農作業用機器の購入を行う農家を支援するものです。

◆対象施設及び農作業用機器名と補助金額

対象となる施設	補助金額
1. スプリンクラーによる防除施設	<u>施設整備にかかった経費の1/2以内で</u> 最高30万円
2. モノラックによる運搬施設	<u>施設整備にかかった経費の1/2以内で</u> 最高45万円
3. 打ち込み井戸等の灌水施設	
4. クローラー運搬車	<u>農作業用機器の購入にかかった経費の1/2以内で</u> 最高15万円
5. トラクター（中古品も可）	<u>農作業用機器の購入にかかった経費の1/2以内で</u> 最高45万円

※注意

- ① 10万円以上の経費がかかるものが対象となります。
- ② 国及び県が実施している同様の補助事業の対象となるものについては本事業の対象外とします。
- ③ 単年度に完了する施設整備及び農作業用機器の購入が対象となり、同一年度において1農家1施設整備の補助申請しかできません。また、クローラー運搬車・トラクターについては耐用年数（7年）を経過していなければ再度申請はできません。
- ④ 「3. 打ち込み井戸等の灌水施設」については、灌水を目的とした井戸の掘削経費及び、当該農地に常設する施設が対象となります。
- ⑤ 必ず交付決定通知が届いてから（例年6月上旬頃）工事着工又は購入を行ってください。事前着工又は購入は認められません。

◆対象者

広川町に住所を有し、農家台帳に農家として記載が有り、本補助金にて施設整備及び農作業用機器の購入を行い、概ね3年以上継続して栽培を行う農家

令和4年度の申請受付期間

令和4年4月1日（金） ～ 令和4年5月31日（火）

尚、令和4年度でらしくらく農業支援事業補助金は終了する見込です。

問い合わせ先

広川町役場 産業建設課 産業班

TEL：（直通）23-7764

